

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税の賦課・徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇土市は、軽自動車税の賦課・徴収事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

宇土市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税の賦課・徴収事務
②事務の概要	地方税法(昭和26年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち軽自動車税の賦課・徴収に関する事務又は軽自動車に関する調査に関する事務であって主務省令で定めるもの 【賦課業務】 地方税法に基づき、毎年4月1日(賦課期日)現在で、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している方に対して、軽自動車税を課税している。また、身体障害者の方、公益法人等が公益事業に使うもの、その他特別の事情がある方については、申請に基づいて軽自動車税を減免する。具体的には、 ①窓口や軽自動車協会等からの税申告書提出による車両の新規登録や廃車などの異動登録 ②4月1日時点の所有車両に対して当初課税 ③課税計算した結果を納税義務者へ通知 ④申請に基づき軽自動車税の減免 【徴収業務】 ①収納管理 納税義務者等が納付した収納情報を管理し、賦課更正等により過誤納等が発生した場合は、還付・充当を行う。②滞納整理(督促状・催告書発送業務) 賦課業務により課税された軽自動車税のうち、納税者が納期限までに徴収金を完納しない場合は、滞納整理を行う。(納期限後20日以内に督促状を発送する。)また、督促以降も完納しない場合は、催告書を発送する。③滞納処分 督促発送から起算して10日を経過するまでに徴収金を完納しない場合、滞納処分を行う。④調査業務 滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関とその他法令に定める第三者等に当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を相互に求める。⑤滞納処分の執行停止 財産・所在不明及び生活困窮等で徴収不可の事実が明らかであるときは、当該税金について滞納処分の執行停止を行う。
③システムの名称	1. 総合行政システム軽自動車税 2. 中間サーバ 3. 団体内統合宛名システム 4. 標準準拠システム(軽自動車税)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)軽自動車税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表24の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供> 情報提供は行わない。 <情報照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宇土市市民環境部税務課 〒869-0492 宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宇土市市民環境部税務課 〒869-0492 宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、下記の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行っている。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宇土市のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が制限されている。また、毎月、情報提供ネットワークシステムでの情報照会の件数や内容等を上司へ報告・確認を実施している。 これらの対策を踏まえ、目的外の入手が行われているリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

[illegible]